

◎新潟県告示第1037号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の調査を国土調査として指定した。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
長岡市	川口相川、川口武道窪の全部 川口牛ヶ島、東川口、川口木沢、川口中山、川口峠の各一部	平成26年5月30日から平成27年3月31日まで
聖籠町	大字網代浜、次第浜の各一部	平成26年5月26日から平成27年3月31日まで